

平成27年(ネ)第1268号 損害賠償等本訴、同反訴請求控訴事件

控訴人(第一審本訴被告、反訴原告) 吉田 益夫

被控訴人(第一審本訴原告、反訴被告) 豊田 泰文

準備書面(11)

平成28年7月22日

大阪高等裁判所第7民事部S2係 御中

控訴人(第一審本訴被告、反訴原告) 吉田 益夫



控訴人(以下第一審本訴被告)は、被控訴人(以下第一審本訴原告)の平成28年6月24日、大阪高第7民事部での弁論準備の席で榎原裁判官より質問を受けた件と平成28年6月24日以降に確定した件等について、下記の通り説明する。

1. 平成28年6月24日、大阪高第7民事部での弁論準備の席で榎原裁判官より質問を受けた件について

・榎原裁判官より、弁論準備の席で、スレッド「あすか総合法律事務所(和歌山市)の弁護士に対する懲戒請求」で、5月22日後に第一審本訴被告が投稿した投稿、および、その際、文書公開について、質問があったが、第一審本訴被告の記憶が定かでなかったため、回答が不十分であったので、精査した上で、下記の通り、説明する。

(1)5月22日後、スレッド「あすか総合法律事務所(和歌山市)の弁護士に対する懲戒請求」での第一審本訴被告の投稿について

標記に関する投稿については、2投稿あるのが判明した。(乙第85号証)

1投稿は、2014年7月24日12時39分投稿のもので、和歌山弁護士会の議決書(甲第44号証)に関するもので、議決書に対する簡単な説明と、閲覧公開のためのURLを記載している。もう1投稿については、この議決書に対して日弁連に異議申出を行うという趣旨であるが、和歌山弁護士会の決議、判断に誤った点があり、その点の修正を求めることで異議とするとしているが、他方、第一審本訴被告の提出した弁護士懲戒請求の問題点については、決議の時点で、すでに問題が解決しているので、問題が解決していることを明らかにすることが目的でもあるとの趣旨の説明を行っている。これは、和歌山弁護士会から、審尋の機会もなく、問題が解決していることを明らかにする機会も与えられなかったので、日弁連の異議申し立てを手段として使ったものである。

つまり、異議申出の内容自体は、第一審本訴原告とは直接、関係のないものであった。

(2)5月22日後、スレッド「あすか総合法律事務所(和歌山市)の弁護士に対する懲戒請求」での文書公開について

(1)の通り、和歌山弁護士会の第一審本訴被告の提出した弁護士懲戒請求に関する、決定書および、議決書(乙をURLを明記することによって、このスレッドで告知していた。

(3)その他

和歌山弁護士会からは、第一審本訴被告の提出した弁護士懲戒請求に関し、第一審本訴被告に対して、一度も、事情聴取、審尋を行われずに、議決、決定が行われており、第一審本訴被告が事情説明、および、その間の状況が変わっていることについても、説明の機会が与えられず、話し合いの余地も与えられていない。しかしながら、第一審本訴原告が代理人となっている本件のもとなる件は、第一審本訴原告が代理人となって第一審本訴被告に対して内容証明で

送った通知書で、第一審本訴被告が主催する、インターネットサイト「和ネット」の掲示板の投稿削除の要求に対し、この通知書を「和ネット」の投稿者、投稿者に「和ネット」で公開して告知して、判断を委ねたところ、この通知書の内容にある刑事告訴対象と思われる投稿の自主削除が発生したことと、法的請求権のない投稿の削除を要求していた件を問題として重視したため第一審本訴被告の第一審本訴原告他の弁護士懲戒請求提出に至る結果になった。しかし、それに対して、第一審本訴原告側が、本訴と刑事告訴を提起して、本件に対して争うことになった。しかしながら、その後、弁護士懲戒請求での第一審本訴被告の要求である法的措置が第一審本訴原告が代理人となってこの通知書に基づく仮処分申立という形で行われ、和歌山地方裁判所から仮処分決定が出され、第一審本訴被告が処置を行ったので、「和ネット」と通知書上の刑事告訴とも関係がなくなり、本件のもとになった件に関わる弁護士懲戒請求の問題は解決したと判断を行っているため、日弁連に対する異議申出(乙第24号証)は、第一審本訴原告他とは直接、関係のないものとなっている。異議申立、綱紀審査も第一審本訴原告他と関係がないのも、日弁連の、決定、議決でも、言及している。

2. 準備書面(9)、準備書面(7)、準備書面(6)で記述の別訴訟の最高裁判所の判断標記について、第一審本訴原告が、代理人となり、控訴を行っていた事件(大阪高裁第2民事部担当、事件番号平成27年(ネ)第2604号)について、平成28年2月3日言渡の判決(乙第73号証)に対して、不服として、第一審本訴原告側が、上告した件について、平成28年6月23日付で、上告棄却されている。(乙第86号証)

これによって、もともとの原因となった第一審本訴原告が代理人となり、第一審本訴被告に内容証明(乙第1号証)で送付した通知書の内容に法的請求権のない違法な削除要求が含まれていたのが確定している。これは、第一審本訴被告に対して、第一審本訴原告が代理人となり、投稿者

の著作権侵害を強要するという違法行為を行うことを強要したものであるのが、確認されたというべきである。

第一審本訴被告が和歌山弁護士会に提出した弁護士懲戒請求は、この削除要求に対して、第一審本訴原告他が代理人となる法的措置を要求したものであり、もととなつた通知書の中に違法な削除要求が含まれていたのであるから、明らかに理由のあるものである。またその公開については、当事者は、著作権を持つ投稿者、閲覧権を持つ利用者であるので、その公開については、当然、当事者である投稿者、利用者は知る権利を持っているので、その知る権利に対する義務として、第一審本訴被告は公開したものである。ましてや、第一審本訴原告が代理人となり違法行為を要求していたものが含まれ、その違法行為の要求に従って、投稿者の中には、自主削除を行っていたのであるから、関連文書を含めて、第一審本訴被告が公開しないことは、当事者である、投稿者、閲覧を行う利用者に対する不法行為になりかねないものである。つまり、本件に関する関連文書を含めての公開は、当事者である、投稿者、利用者の権利を守る行為でもある。そのため、第一審本訴原告の要求すべてが、表現の自由に抵触するだけでなく、投稿者および利用者の知る権利、著作権など多岐に渡る権利侵害による違法行為であるのが明らかである。そして、その通知書には、「記載者に対する厳格な処罰を求め既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済みであります。」という記述があるが、第一審本訴原告が代理人となり刑事告訴を行った事実はあるが、第一審本訴被告の運営する「和ネット」は、その刑事告訴について、捜査対象に入っていないのが判明した。(乙第68号証)

つまり、通知書にある、「記載者に対する厳格な処罰を求め既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済みであります。」という記述は、明らかに虚偽の事項の記述である。

また、第一審本訴被告が和歌山弁護士会に対して提出した第一審本訴原告らに対する弁護士懲戒請求の議決書には、「和歌山地方検察庁に提出した告訴状はについては、その後岩出警察

署に提出し直して、現在同署において捜査が進んでいる。」との記述があり、これは、第一審本訴原告らが和歌山弁護士会に、このような答弁を行ったのに相違ないのであるから、虚偽の記述事項は、誤記ではなく、偽計というべきである。つまり、偽計を持って、第一審本訴原告らは、第一審本訴被告に違法行為を強要したに他ならない。

このように、第一審本訴被告は、第一審本訴原告らに対して、弁護士懲戒請求を提出する正当な理由があるのも明らかであり、第一審本訴原告らが提起した第一審本訴被告に対する刑事告訴および、第一審本訴原告が提起した本訴については、不法行為であるのは明らかである。そのため、その不法行為に対する損害賠償請求は、正当なものであるのは、明らかである。

3. 最後に

本訴については、第一審本訴原告らが、もともとの問題となった通知書に基づいた仮処分申立を行い、その決定に第一審本訴被告が従った時点で、第一審本訴被告は、第一審本訴原告らに対して、弁護士懲戒請求で問題にした事項については、解決している。そのため、「対象弁護士を懲戒しない」という決定については、日弁連に対して異議を唱えていない。

そのため、本訴を第一審本訴原告が行う理由は、まったくないはずである。本訴については、もともとの通知書の宛先は、第一審本訴被告であるが、当事者は、第一審本訴被告の運営する「和ネット」の投稿者であり、利用者である。そして、第一審本訴被告は、運営者ではあるが、投稿内容に関しては第三者である。しかし、第一審本訴原告が代理人となって第一審本訴被告に対して内容証明で送った通知書に問題があったため、和歌山弁護士会に弁護士懲戒請求を出さざる得なくなった。そのため、当事者である「和ネット」の投稿者および利用者に知る権利が発生したため、報告をする義務が生じ、また、投稿者および利用者に対して本件に対する意見を聞く場を作る義務も生じたための、スレッド作成であり、そして、それに対して投稿者および利用者がスレッドを立

て、本件および本訴に関しての意見を投稿していたのである。

第一審本訴原告らの、第一審本訴被告の運営する「和ネット」の投稿者および利用者への権利侵害が明らかになっている以上、第一審本訴被告の要求する記事差し止めおよび、スレッド、投稿の削除要求が、不法行為であるのは明らかである。

このように、自分たちの不法行為を棚に上げての、権利主張は、非常に悪質としか言い様がない。

本訴において、第一審本訴原告の訴え、要求を棄却するのは、当然のことである。

以 上